

○ 管財関係の債権にかかる訟務事務について

昭和 34 年 8 月 4 日
蔵管第 1680 号

改正 昭和37年 1月24日蔵管第 93号
同39年 3月19日 同 第 601号
同43年 6月17日蔵理第1088号
同44年 5月26日 同 第1511号
同46年 1月 7日 同 第5312号
平成元年 4月 1日 同 第1668号
同 5年12月28日 同 第5037号
令和元年 6月28日財理第2319号
同 3年 6月11日 同 第1932号

大蔵省管財局長、大蔵省大臣官房会計課長から各財務局長宛

管財関係の債権について「国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)」(以下「法」という。)の規定により、その債権の保全又は徴収の確保を期し、強制履行の請求その他の保全処置を講ずるものにあつては、法務大臣(その措置に関する事務が法務局長又は地方法務局長の所掌に属するものであるときは、当該法務局長又は地方法務局長。以下同じ。)の協力を求め、積極的に事務処理の促進を期することとしているが、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。以下同じ。)を法務大臣に対し依頼することとなつた場合においては、「財務省所管債権管理事務取扱細則」(昭和 34 年大蔵省訓令第 2 号)第 25 条及び第 39 条の規定に基き下記要領により報告されたく、命によつて通知する。

なお、次に該当する場合についても、上記とあわせて報告されたい。

- 1 法第 15 条第 1 号及び第 2 号並びに法第 18 条第 2 項及び第 4 項の規定による措置をとるに当たつて、法務大臣に対し訴訟手続を依頼した場合
- 2 管財関係債権に関し、債務者、連帯債務者、保証人及びその他の利害関係人(以下「相手方」という。)から訴えの提起(旧公団を被告とする訴えの提起を含む。以下同じ。)があつた場合及び民事訴訟法(明治 23 年法律第 29 号)第 356 条の規定による起訴前の和解(以下「即決和解」という。)又は民事調停法(昭和 26 年法律第 222 号)の規定による調停(以下「調停」という。)の申立てがあつた場合
- 3 管財関係債権にかかる相手方に対し、破産法(大正 11 年法律第 71 号)の規定による強制和議手続(以下「強制和議手続」という。)、破産手続(以下「破産手続」という。)、和議法(大正 11 年法律第 72 号)の規定による和議手続(以下「和議手続」という。)及び会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)の規定による会社更生手続(以下「更生手続」という。)の開始決定があつた場合

おつて、法第 28 条の規定に基き履行延期の特約等に代る和解の手続をとることを法務大臣に対して求めようとするときは、歳入徴収官等(歳入徴収官、代理歳入徴収官及び分任歳入徴収官をいう。)は、当該債務者の資力状況を調査し、その資力状況に応ずる法の規定にのつとつた和解条項案をその債務者に示して作成し、これに付して法務大臣に対し和解の

手続を依頼する。ただし、相手方が国の示した和解条項案に同意はしないが、和解成立の見込のあるものについては、その経緯を明らかにして法務大臣に対し依頼する。

上記ただし書の場合及び訴の手続に付歳入徴収官財務部長及び分任歳入徴収官出張所長が法務大臣に対し依頼しようとする場合は、あらかじめ、財務局長(財務部出張所にあつては、その所属する財務部長を経由)の指示を受けさせることとされたい。

昭和 26 年 11 月 13 日付蔵管第 6373 号、昭和 27 年 3 月 25 日付蔵管第 1393 号及び昭和 28 年 6 月 30 日付蔵管第 2403 号通達は、廃止する。

記

1 随時報告

(1) 昭和 39 年 4 月 1 日以降において、次に掲げる場合には、その都度、すみやかに、報告書を 2 部作成のうえ、理財局長あて提出するものとする。

イ 法務大臣に対し訴訟手続を依頼した場合

ロ 支払命令に対し、相手方から異議申立てがあつて本訴に移行した場合

ハ 管財関係債権に関し、相手方から訴えの提起があつた場合

ニ 管財関係債権に関し、相手方から即決和解又は調停の申立てがあつた場合

ホ 管財関係債権にかかる相手方に対し、強制和議手続、破産手続、和議手続及び更生手続の開始決定があつた場合

上記の場合において、イ及びロについては当該依頼文書(昭和 32 年 1 月 10 日付蔵計第 105 号「国の債権の管理等に関する法律及びこれに基づく命令の実施について」通達の第 4 の二による事項を記載した書面)の写しを当該報告書に代えるものとし、当該依頼文書の写しの提出後において、法務大臣が当該手続をとることが不相当として、当該手続以外の措置をとつた場合(弁済等により手続依頼の取下げをした場合を含む。)には、その都度その旨を報告するものとする。

また、ハ、ニ及びホについては、報告書に次の事項を記載するものとする。

(イ) ハの場合

- a 相手方(原告)の住所、氏名又は名称
- b 相手方の請求の趣旨及び請求の原因
- c 上記 b に対する事実関係
- d 法務大臣と連絡にあたる職員の氏名
- e その他参考となる事項

(ロ) ニ及びホの場合

- a 相手方の住所、氏名又は名称
- b 債権の内容(債権金額、履行期限、利率その他利息に関する事項及び延滞金に関する事項等)
- c 担保に関する事項(担保付債権であるときは、担保権の種類、担保物件の種目、数量及び被担保債権の範囲)
- d 債権の発生原因
- e 即決和解又は調停の申立年月日(強制和議、破産和議及び更生手続にあつては開始決定年月日)
- f 即決和解又は調停の申立趣旨及び理由(強制和議、破産、和議及び更生手続にあつては、開始の原因となつた事情)
- g その他参考となる事項

(2) 昭和 39 年 4 月 1 日以降において、国側敗訴(一部敗訴を含む。)の判決言渡しがあつた場合には、その都度すみやかに、次の事項を記載のうえ報告するものとする。

- イ 相手方の住所、氏名又は名称
- ロ 訴訟価額
- ハ 事件番号及び事件名
- ニ 係属裁判所名
- ホ 判決の概要(ことに判決主文及び敗訴部分にかかる判決理由等)
- ヘ 上訴の可否又は見込み
- ト その他参考となる事項

2 定期報告

(1) 昭和 39 年 4 月 1 日以降における管財関係債権に関し、訴えの提起をしたもの(同日 現在訴訟係属中のものを含む。)及び相手方から訴えの提起のあつたものについては、当該年度分について、それらの処理状況等を、別紙第 1 号様式による報告書を 2 部作成のうえ、当該年度経過後 20 日以内に理財局長あて提供するものとする。

なお、提訴又は上訴のあつたものは、その訴状の写し、訴訟係属中のものについては、提出のあつたもので重要と認められる準備書面又は答弁書の写し、判決のあつたものは、その判決書の写し、及び訴訟上の和解又は調停等の成立があつたものはその調書を、それぞれ、添付するものとする。

(2) 昭和 39 年 4 月 1 日以降における管財関係債権に関し、法第 15 条、第 18 条及び第 28 条の規定による訴訟の依頼手続に際し、法務大臣に対してその訴訟手続を依頼したもの(別紙第 1 号様式に記載すべき訴え提起の訴訟依頼手続を除く。)及び相手方から即決和解又は調停の申立てがあつたもの並びに相手方に対し強制和議、破産、和議及び更生手続の開始決定があつたものについては、それらの処理状況等を、別紙第 2 号様式による報告書を 2 部作成した上、当該年度経過後 20 日以内に、理財局長あて提出するものとする。

3 書面等の作成・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等(書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

イ 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

ロ 上記イの方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

管財関係債権訴訟事件報告書

令和 年 月 日
〇 〇 財務局

(令和 年度分)

(単位:円)

原被告別	相手方	債権の種類	訴訟価額	法務省に手続 依頼年月日及 び法務局名	提訴又は上 訴年月日	事件番号及 び事件名	所属裁判所 名	財務局指定 代理人	判決言渡年 月 日	判決以外に よる解決年 月 日

摘 要

作成要領

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 本報告書には、管財関係債権に関し次の処理をしたものについて記載する。
なお、前年度以前に下記(1)から(9)までの処理のあったことを、本年度中に承知し、前年度までの報告書に記載しなかったものについても必ず記載する。
 - 本年度中に訴訟手続を法務省（法務局又は地方法務局を含む。以下同じ。）に依頼したものと及び法務省が、裁判所に対し提訴又は上訴手続をとったもの。
 - 相手方から訴えの提起がなされたもの。
 - 支払命令から本訴に移行したもの。
 - 判決言渡しがあったもの。
 - 判決が確定したもの。
 - 訴訟上の和解等判決以外の措置によって解決したもの。
 - 訴訟価額に変更があったもの。
 - 訴訟告知をしたもの。
 - 係属訴訟事件に関連して保全措置（仮差押、仮処分等）をとったもの等について記載する。
- 「原、被告別」欄には、第1審における相手方についての原告又は被告別を記載する。
- 「債権の種類」欄には、大蔵省所管一般会計管財関係の債権の種類（目）を記載することとし、例えば、不動産売払代債権、公団等引継債権等を記載する。
ただし、詐害行為取消請求の訴えにあつては「詐害行為取消」と記載する。
- 「訴訟価額」欄には、提訴の際に明示した金額を記載する。ただし、詐害行為取消請求の訴えについては当該対象物件の品目、数量及び価額を記載する。
- 「提訴又は上訴年月日」欄には、一審39.4.6控訴39.5.20等とその審級別を記載する。
- 「財務局指定代理人」欄には、例えば、「〇〇局〇〇」のように指定代理人と部局の所属別を記載する。
- 「判決以外による解決年月日」欄には、例えば、和解39.10.1、調停39.5.15、認諾39.2.11、取下げ39.3.12のように解決の措置別と年月日を記載する。
- 「摘要」欄には、次の事項を簡明に記載する。
 - 支払命令から本訴に移行したものについては相手方の異議申立趣旨
 - 訴えの取下げがあったものについての理由
 - 訴訟価額の変更のあったものについての根拠及び理由
 - 訴訟係属中の事件に関連して保全措置をとったものについての措置の種類、年月日、対象物件の概要
 - 訴訟告知をしたものについての告知の相手方氏名、告知年月日及び告知の理由
 - 判決確定又は訴訟上の和解が成立したものについての債権の回収見込み
 - その他必要と認める事故
- この報告書は、財務局の歳入徴収官がとりまとめ作成する。

作成要領

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 (1) 本報告書のA表には、管財関係債権に関し、法第15条、第18条第2項及び第4項若しくは第28条の規定する措置について、本年度中に法務省（法務局又は地方法務局を含む。以下同じ。）に依頼し、次のように処理されたものについて記載する。
なお、前年度以前に下記(イ)から(ト)までの処理があったことを本年度中に承知し、前年度までの報告書に記載しなかったものについても必ず記載する。
 - (イ) 「前年度末現在法務省で処理中」欄には、前年度末現在法務省で処理中のもの、すなわち前年度報告書において(H)欄に記載されたもの
 - (ロ) 「依頼後取下げ又は法務省から返れい」欄には、依頼後弁済等があるその手続依頼を取り下げたもの又は法務省において当該手続をとることは不相当であると判断され返礼されたもの。
 - (ハ) 「申請又は申立て」欄には、法務省から裁判所に対し申請又は申立てがなされたもの。
 - (ニ) 「申請又は申立て後取下げ」欄には、裁判所に申請又は申立て後弁済等がある当該措置の取下げをしたもの。
 - (ホ) 「決定又は成立」欄には、申請又は申立てが裁判所において決定又は成立したもの。
 - (ヘ) 「却下又は不成立」欄には、申請又は申立てが裁判所において却下又は不成立となったもの。
 - (ト) 「本年度末現在法務省で処理中」欄には、(A)欄の件数及び金額に、(B)欄の件数及び金額を加え、(C)、(E)、(F)及び(G)の各欄の件数及び金額をそれぞれ差し引いた件数及び金額を記載する。 $(A+B) - (C+E+F+G) = (H)$ 欄記載の件数金額
 - (2) 件数は、相手方、かつ、措置別ごとに1件とし、金額は、手続依頼の際の基礎となった債権額を記載する。ただし、同一債権について2名以上の相手方に対して同一の措置をとったものについては、その重複した件数及び金額を()内書きで記載するものとする。例えば、連帯債務者3名に対し、それぞれ100万円の支払命令の申立てを依頼したときは、上段(2) (2,000,000) 下段3件3,000,000円とする。
 - (3) 一つの措置(例えば「支払命令」)手続を法務省に依頼し、本報告書の該当欄に記載し、報告済みのものについて、その後法務省において当該措置は不相当であるとして、裁判所に対し申請又は申立て手続をとる際(例えば「即決和解」)をもってその手続をとり、又はその措置により解決した場合は、依頼時の措置(支払命令)については、「依頼後取下げ又は法務省から返れい」欄に一度記載し、整理しうえ改めて法務省が執った措置(即決和解)又はその措置により解決したときの措置欄にそれぞれ記載するものとする。
なお、この場合依頼時の措置(支払命令)の「備考」欄に「法務省がとった措置(即決和解)又はその措置により解決したときの措置へ依頼変更〇件〇円」等と、その旨を明記する。
 - (4) 「支払命令」の申立てに対し、相手方から異議の申立てがあって本訴に移行したものについては、「却下又は不成立」欄に記載し、かつ、「備考」欄に「異議申立てがあって本訴に移行〇件〇円」等と、その旨を明記する。
- 3 (1) この報告書のB表には、管財関係の債権に関し、本年度中において次のように処理されたものについて記載する。
 - (イ) 相手方から即決和解又は調停の申立てがあったもの。
 - (ロ) 相手方に対して、強制和議手続、破産手続、和議手続又は更生手続の開始決定があったもの。
 - (ハ) 相手方から申立てのあった即決和解又は調停について同意し、成立したもの。
 - (ニ) 債権者集会又は関係人集会において可決した和議若しくは和議の条件又は更生計画若しくは変更計画の認決定があったもの。
 - (ホ) 相手方から申立てのあった即決和解又は調停について取下げ又は不成立となったもの。
 - (ヘ) 強制和議手続、破産手続、和議手続又は更生手続の取消、廃止決定等のあったものについて、それぞれ記載する。
 - (2) 「措置の種類」欄には、即決和解、調停、強制和議手続、破産手続、和議手続、更生手続等を記載する。
 - (3) 「申立て又は開始年月日」欄には、即決和解又は調停にあたっては、申立年月日を和議手続又は更生手続にあたっては開始決定年月日をそれぞれ記載する。
 - (4) 「成立又は認可決定年月日」欄には、即決和解又は調停にあたっては成立年月日、和議手続又は更生手続にあたっては認可決定年月日をそれぞれ記載する。
 - (5) 「不成立又は廃止決定等年月日」欄には、即決和解又は調停にあたって国側において当該即決和解又は調停に応じなかったため、相手方において申立てを取下げ又は不成立となった年月日を、強制和議手続、和議手続又は更生手続にあたっては当該手続の取消、廃止又は債権者集会等において可決した和議若しくは和議の条件又は更生計画若しくは変更計画、不認可の決定年月日を、それぞれ記載し、破産手続にあたっては即時抗告に基づき破産取消決定又は裁判所の破産終結決定等の終結決定年月日を記載する。
 - (6) 「摘要」欄には、次の事項を簡明に記載する。
 - イ 即決和解又は調停に応じた際の法廷への国側出廷者氏名及び部局の所属別
 - ロ 法務大臣が法第30条の規定による同意をした際の債権者(又は関係人)集会への国側出席者氏名及び部局の所属別
 - ハ 成立した即決和解又は調停内容
 - ニ 同意した和議若しくは和議の条件又は更生計画案若しくは変更計画案
 - ホ その他必要と認める事項
- 4 この報告書は、財務局の歳入徴収官がとりまとめて報告する。